

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第3回定例会)

- 1 期 日 平成27年3月25日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時30分
- 2 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 原 田 孝 |
| 委 員 | 貞 廣 齋 子 |
| 委 員 | 梓 澤 キヨ子 |
| 委 員 | 古 本 敬 明 |
| 委 員 | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | |
|------------|---------|
| 学校教育部長 | 辻 利 信 |
| 生涯学習部長 | 広 瀬 宏 幸 |
| 学校教育部参事 | 市 瀬 秀 光 |
| 学校教育部参事 | 早 瀬 登美雄 |
| 生涯学習部参事 | 結 城 修 一 |
| 学校教育部次長 | 田久保 正 彦 |
| 生涯学習部次長 | 櫻 井 健 之 |
| 学校教育部副参事 | 小 熊 隆 |
| 学校教育部副参事 | 井 澤 修 美 |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 博 |
| 教育総務課長 | 小野寺 良 夫 |
| 指導課長 | 小 宮 健 |
| 総合教育センター所長 | 山 下 良 之 |
| 社会教育課長 | 上 野 久 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 利 江 |
| 青少年課長 | 浅野目 俊 紀 |
| 青少年センター所長 | 佐久間 繁 美 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 藤 木 義 久 |
| 学校教育部主幹 | 島 本 博 幸 |
| 学校教育部主幹 | 妹 川 智 子 |
| 学校教育部主幹 | 竹 田 佳 司 |
| 学校教育部主幹 | 小 平 修 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 由 香 |
| 生涯学習部主幹 | 佐久間 心 之 |

4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(7)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第2回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第13号 習志野市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、平成26年6月20日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、関係規則の一部を改正しようとするものである。

習志野市教育委員会広告式規則、習志野市教育委員会会議規則、習志野市教育委員会傍聴人規則、習志野市教育委員会行政組織規則、習志野市教育委員会公印規則、習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立幼稚園管理規則の7本について、規則の一部を改正しようとするものである。いずれも、主な改正内容は、教育委員会制度改革に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることから、「委員長」を「教育長」に改めること、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ることを目的とし、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務が課せられることとなることから、その定めを規定することである。このほか、教育長が教育委員会の補助機関である一般職の立場から、教育委員会の構成員という立場に改められることから、「教育長の推薦により」という文言を削ることなど、所要の改正をしようとするものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第14号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、主として、機構改革によるもので、教育委員会生涯学習部社会教育課の事務分掌であった、コミュニティセンター及び市民プラザ大久保の施設の設置及び管理にすることが市長事務部局の所管となったことから、習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものである。

主な改正内容は、機構改革に伴い事務分掌が変更となることから、教育委員会生涯学習部社会教育課の事務分掌からコミュニティセンター及び市民プラザ大久保を削ること、事務の実態に即して、「青少年教育」を「青少年健全育成」に文言整理を図ることなど、所要の改正をしようとするものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第15号 習志野市教育委員会顕彰規程の一部を改正する訓令の制定について
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、習志野市教育委員会顕彰規程の一部を改正しようとするものである。

改正内容は、教育委員会制度改革に伴い、教育長が教育委員会の補助機関である一般職の立場から、教育委員会の構成員という立場に改められることから、「教育委員会教育長の作成する功績調書により」を削ることとし、所要の改正をしようとするものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第16号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則の制定について
(学校教育課)

議案第17号 習志野市立学校職員服務規程及び習志野市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

議案第18号 習志野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき教育委員会に意見聴取すべき事務を定める規則の制定に係る意見聴取について
(学校教育課)

議案第19号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定に係る意見聴取について
(学校教育課)

竹田学校教育部主幹

議案第16号ないし議案第19号については、平成27年4月から施行する、子ども・子育て支援新制度に伴う、こども園に関する議案であるので、一括して説明する。

この度、子ども・子育て支援新制度に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総

合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正され、新たに「幼保連携型認定こども園」という施設が位置付けられる。これは、教育基本法に定める学校と児童福祉法に定める児童福祉施設としての位置付けを併せ持つ、単一の施設である。これまでの習志野市の市立こども園は、幼稚園の認可と保育所の認可とを併せ持つ施設であったが、今年の4月から、内閣府が所管する単一の施設である、幼保連携型認定こども園となる。また、この度の関係法律の改正の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、幼保連携型認定こども園に関する事務は、全て市長の職務権限とされ、教育委員会は教育的な面から一定の関与を行うという仕組みになる。地方教育行政法においては、市長は、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定や、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務については、教育委員会に意見聴取することが義務付けられ、また、この教育委員会に意見聴取すべき事務については、あらかじめ規則で定めることとされた。こうしたことから、議案第16号及び議案第17号では、これまでこども園に関する事務のうち、教育委員会が所掌していた事務について、教育委員会の所掌から削除するために、規則等を改正し、議案第18号では、幼保連携型認定こども園の事務のうち、市長が、教育委員会に意見聴取して行うべき事務を新たに規則で定めようとするものである。

初めに、議案第16号は、習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則の制定についてである。第1条では、習志野市教育委員会行政組織規則の一部改正、第2条では、習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部改正、第3条では、習志野市教育委員会公印規則の一部改正、第4条では、習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則の一部改正、第5条では、習志野市立幼稚園等に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正をし、第6条では、こども園の幼稚園部分のみに関して定めていた規則である、習志野市立こども園の管理に関する規則の廃止をするものである。また、これに伴い、市長部局の所管である、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則を全部改正する。この全部改正する、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則については、後程、説明する。

以上のように、習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する等の規則では5つの規則を改正し、1つを廃止しようとするものである。それでは、改正する5つの規則について、順次説明する。

まず、習志野市教育委員会行政組織規則について、教育委員会の議決事項から、こども園の人事に関すること及びこども園の園児募集に関することを削除し、教育委員会の議決事項に、幼保連携型認定こども園に関する事務について市長から意見聴取を求められたときに、意見を申し出ることを追加した。また、学校教育部学校教育課の事務分掌から、こども園に関する事務を削除し、指導主事の職務にある、「学校」に「(市立こども園を含む。)」を追加した。これは、改正後の地方教育行政法において、指導主事の職務に、学校及び幼保連携型認定こども園が明記されたためである。

次に、習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則について、こども園の園長・室長・副室長・教諭に関する職務を削除した。

次に、習志野市教育委員会公印規則について、教育委員会の所管する公印から、こども園に関する公印を削除した。

次に、習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則について、こども園が市長部局の単独の所管となるため、こども園に関する規定を削除した。

次に、習志野市立幼稚園等に勤務する職員の勤務時間等に関する規則について、こども

園の職員に関する規定を削除し、題名を「幼稚園等」から、「幼稚園」に変更した。

続いて、議案第17号は、習志野市立学校職員服務規定及び習志野市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令の制定についてである。本訓令では、学校職員服務規程及び学校職員安全衛生管理規程の2つの訓令を改正するものである。主な改正内容としては、学校職員服務規程及び学校職員安全衛生管理規程において、対象となる職員から、こども園の職員を削除した。

なお、議案第16号及び議案第17号の規則等の改正に伴い、市長部局の規則等の改正も併せて行っているが、その具体的な運用については、基本的には現行の規則と変わるものではない。

続いて、議案第18号について、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会に意見聴取すべき事務を定める規則を制定するにあたり、意見聴取をするものである。今後、教育委員会会議においては、(1) 運営に関する基本的方針を定めること、(2) 教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価に関すること、(3) その他、重要な事項について、の大きく3点の事項について意見聴取させていただきたいと考えている。

最後に、議案第19号については、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の制定に係る意見聴取についてである。従前は、市長部局と教育委員会の両者で所管していたこども園が、市長部局のみの職務権限となることから、習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例施行規則を全部改正するものである。また、子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園には、認定こども園法施行規則に基づき、園則を定めることとされているため、園則に掲げるべき事項を定めた。基本的には、現在、現場で行っている事務に即して定めているので、新たな事務の追加や大きな変更点は、特になし、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第20号 学校運営協議会を置く学校の指定について

(指導課)

小宮指導課長

学校運営協議会を置く学校である秋津小学校の、平成27年4月1日以降、3年間の継続指定について、前回に引き続き提案するものである。秋津小学校の学校運営協議会が学校運営に対して積極的かつ建設的に要望や意見を述べ、大変協力的であったことによって、子どもたちの健全育成に大きく寄与してきた。しかし、市内の他の小中学校でも、学校評議員会の開催により学校長が地域の代表から学校運営に関して意見をもらうことを積極的に行い、まちづくり会議をはじめ、地域の行事に参加し、学校支援ボランティアの学校教

育への協力を積極的に仰ぎながら、地域との連携を深めてきたことから、秋津小学校の学校運営協議会の在り方、地域との連携の在り方についても、現状を踏襲するに留まらず、新しい協議会運営の在り方や、秋津小学校ならではの特色について、十分検討をする必要があることが課題となっている。折しも、政府の教育再生実行委員会では、3月4日の提言で全公立小中学校を「コミュニティスクール（地域運営学校）」にするとの提言が出されたこともあり、平成27年4月1日以降も引き続き、3年間の継続指定を行い、今後も先進的な取り組みを続けていくことが適切と判断した。特に秋津地域の特徴として、年3回の学校運営協議会を支える組織として、パートナー会議という組織がある。これは、学校運営協議会の委員に加え、学校支援ボランティア、主任児童委員、地域住民、PTA 副会長及び秋津幼稚園の教頭等もメンバーに加わり、年に9回開催されている。この会議では、各々の立場からの報告に加え、学校運営協議会の中では協議しきれない、運動会や秋津まつり等の「学校行事」の運営方法についても、具体的に協議している。

そこで、このパートナー会議を今まで以上に有効活用することを考えている。秋津小学校をメイン会場にして秋に開催される「秋津まつり」に焦点を絞り、計画の立案、まつりまでの準備、そして「まつり」の開催、その後の「まつり」の効果の検証までを、この会議を核として実施し、教育課程の一部でもある、「秋津まつり」を地域とともに作り上げることの効果を、新たな3年間で検証していきたいと考え、学校と協議しているところである。その中で、新しい学校運営協議会の在り方について、1年ごとに総括をしていきたいと考えている、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第21号 習志野市コミュニティセンター管理規則及び習志野市市民プラザ大久保管理規則を廃止する規則の制定について (社会教育課)

上野社会教育課長

習志野市コミュニティセンター及び習志野市市民プラザ大久保が平成27年4月より市長部局に移管されることに伴い、習志野市コミュニティセンター管理規則及び習志野市市民プラザ大久保管理規則を廃止するものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市公民館管理規則等の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

上野社会教育課長

平成26年習志野市議会第4回定例会において、新習志野公民館に指定管理者制度を導入したことによる条例の改正に伴い、開館及び閉館並びに休館については条例に定めたため、本規則からは削除した。併せて文言の整理をし、また、指定管理者による管理につい

て新たに定めるものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第23号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の制定
について**
(社会教育課)

上野社会教育課長

平成27年4月より、習志野文化ホールが習志野市直営となることから、それに係る設置及び管理に関する条例施行規則を制定するものである。この規則は、習志野文化ホールの使用の手続きについて定めようとするものである。使用の承認や使用料について定め、併せてこれらに係る様式も定めた。この規則の制定をもって、習志野文化ホールが市の直営となることに係る規則が全て整うこととなる、と概要を説明

原田委員長

ホール及び附属設備の使用料は従前と比べて上がっているのか、下がっているのか、と質問

上野社会教育課長

舞台関係の設備等については、料金の変更はない。ただし、外税のため、消費税が5%から8%に上がったことにより、値上がりしたように感じるかもしれない、と回答

古本委員

市の直営になったことにより、使用に制限が付くことはないのか、と質問

上野社会教育課長

習志野市直営となり、教育委員会が管理・運営するが、施設は市長事務部局のものである。このことにより、使用の幅はむしろ広がった。例えば、飲食が可能になるなど、むしろ利用者にとって使いやすくなる、と回答

古本委員

宗教団体や政治団体にも利用制限はかけないのか、と質問

上野社会教育課長

宗教団体や政治団体の活動についても利用制限はかけない。ただし、暴力団関係団体の使用については不承認の通知を出すことを規則の中で定めている、と回答

原田委員長

使用許可後に暴力団関係団体であると分かった場合には、中止命令を出す等の措置を取るのか、と質問

上野社会教育課長

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第24号 旧大沢家住宅等及び旧鶺田家住宅管理規則の一部を改正する規則の制定
について**
(社会教育課)

上野社会教育課長

旧大沢家住宅等及び旧鶺田家住宅管理規則の一部を改正しようとするものである。主な改正内容としては、コマーシャルやドラマ等での取材に関する問い合わせやオファーが多いため、これまで規則の中で定めていなかった、開館時間及び休館日について新たに規定した。併せて、使用の手続きに係る書類の様式も定めた、と概要を説明

梓澤委員

今までに具体的にはどのようなオファーがあったのか、と質問

上野社会教育課長

両住宅については、テレビ、ラジオそれぞれ年に10回ずつ程度、取材の依頼があった。具体的には、習志野市や京成本線沿線を紹介する街歩き番組や、コマーシャル、テレビドラマの撮影の舞台等である、と回答

梓澤委員

習志野市にとっては、旧大沢家住宅も旧鶺田家住宅も素晴らしい財産であるから、財源確保のためにも有料化してもいいと思うが、どのように考えているか、と質問

上野社会教育課長

有料化については現在検討中である。現在、習志野市では、例えば公園施設については、同様のメディアによる使用は有料としている。習志野市では、フィルムコミッションを進めているということもあるので、そちらとの整合性を図る中で、今後、財政当局等と検討を進めていく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第1号 「奏の杜未入居地域における通学指定校の変更」に伴う要望に対する回答
について**
(教育総務課)

島本学校教育部主幹

平成26年6月3日付で習志野市 JR 津田沼駅南口土地区画整理組合理事長から教育委員長あてに「奏の杜未入居地域における通学指定校の変更」に伴う要望書の提出があった。

回答にあたり、通学区域変更に対応する要望である観点から、協議の上で回答しようとするものである。

要望1点目は、学校教育・課外活動等に制約を加えることのないよう、校内での諸活動に柔軟に対応したバス運行体系を確保いただきたいとする内容である。回答要旨としては、谷津南小学校の登下校時間帯、放課後児童会の閉室までの時間帯等を検討してきた結果、平成27年度は、奏の杜と谷津南小学校を結ぶバス路線があることやバス発着時刻が登下校時間帯を網羅していること及び現在の既存路線バス乗車状況から、登下校時間帯には相当程度、車内に余裕があること並びに土曜・日曜日の課外活動など通常の登下校以外にも対応できることから、既存バス路線を活用し、通学児童に定期券を支給し実施していく、と回答しようとするものである。

要望2点目は、バスへの乗降及び乗車中の児童の安全確保を考慮し、必要に応じて添乗員の配置、全員分の座席の確保、及びバス乗降場所の安全確保についての対策を講じていただきたいとする内容である。回答要旨は、バス停留所では乗車時に安全整理員を配置し、安全整理員1名が児童とともに乗車すること、また、携帯電話を安全整理員に貸与し、緊急時等の連絡体制を整えることである。なお、座席の確保については、現在の既存路線バス乗車状況から判断すると、児童が座席に座ることはほぼ可能な状況であると考えている、と回答しようとするものである。

要望3点目は、チャーターバスを運行させる場合、運行ルートやバス停の位置等の決定にあたっては、事前に保護者等からの意見収集を行うこと、及び各街区マンションエントランスに乗り入れることも視野に入れ、乗り入れ可能か否かの検証を行うとともに、早急にディベロッパーと協議していただきたいとする内容である。回答要旨は、検討を重ねた結果、今回実施するバス通学は既存路線バスを活用することとした旨回答しようとするものである。

最後に、要望4点目は、谷津南小学校及び向山小学校の特色ある教育方針について、遅くとも平成26年度中に示していただきたいとする内容である。回答要旨は、まず、谷津南小学校では、隣接する谷津干潟を活かした環境教育を推進していく。これは、谷津干潟に生息、飛来する動植物の観察により、自然と生命とを尊重する心情を育むだけでなく、地域や同様の取り組みを行っている学校等へ自分たちの取り組みを発信し、これらを通して、人へ伝える力の育成を図っていきたいと考えている。また、高学年において、教科担任制授業の実施を予定し、中学校と同様の教科担任制の指導体制を小学校段階から取り入れることで、懸念される中一ギャップの緩和を図ろうとするものである。このことは、丁寧に準備された授業を通して学力向上が期待でき、さらに、各担任が学年全てのクラスの子どもの様子や人間関係を見ることができ、子ども一人ひとりの良さを多様に捉えることを狙いとしている。次に向山小学校では、国が将来的に小学校3・4年生にも「外国語活動」の導入を示唆していることを見据え、「外国語活動」に取り組むことにし、全学年で実施するための教育課程を編成する旨の回答しようとするものである、と概要を説明

古本委員

向山小学校の教育課程の変更について、どのように市民に周知しているのか、と質問

小宮指導課長

教育委員会が発行している学校教育だよりを通して、市内全小中学校には周知している。学校から保護者への周知は、4月当初に学校が独自に行う学校説明会において、校長から

行われることとなると思われる、と回答

古本委員

4月以降に説明するということは、平成27年度当初段階では向山小学校を選んで通うというのはいけないと理解して良いか、と質問

小宮指導課長

市内全体の保護者にはまだ周知していないので、平成27年度当初段階では向山小学校を選ぶための判断材料にはならない。今後、児童増加に対応するため、周知をしていきたい、と回答

古本委員

せっかくいい取り組みをしているので、ぜひ早急に周知し、しっかり運用していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年4月22日（水）午後3時に決定された。

報告事項（1）平成26年度教育費予算案（3月補正＜追加分＞）について
（教育総務課）

小野寺総務課長

これは、平成27年教育委員会第2回定例会において議決され、市長に申し入れを行なった補正予算についての報告である。

平成26年度教育費予算案（3月補正＜追加分＞）のうち、歳出概要及び財源内訳について、「地方創生先行事業（幼稚園環境改善）」は、国の補正予算で創設された、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域創生先行型の少子化対策事業として、保護者への一斉メール配信システムの導入に係るシステム委託料及び保育に係る備品購入費について増額補正するものである。市長事務部局との協議を重ねた結果、申入れ額548万円に対し、確定額は同額の548万円となった。

なお、保育所及びこども園においても同様の内容で事業を行うこととなっていることから、どの施設における事業なのか明確にするという目的で、事業名称が「地方創生先行事業（少子化対策）」から「地方創生先行事業（幼稚園環境改善）」に変更になった。事業内容には変更はない。また、今年度中の事業の完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定した。

この補正予算案は、2月20日から3月19日まで開催された、平成27年習志野市議会第1回定例会に平成26年度習志野市一般会計補正予算（第7号）として提出され、議決をいただいた、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

報告事項（２）専決処分の報告について（和解について） （学校教育課）

小熊学校教育部副参事

これは、地方自治法の規定により、平成２７年習志野市議会第１回定例会において報告したものである。平成２５年９月１１日の深夜から翌朝にかけて、市内中学校において、校舎及び体育館の窓ガラス等５６枚が割られた事件に関し、相手方の少年６名のうち１名と和解したので、報告するものである。なお、残りの５名については、平成２６年教育委員会第６回定例会において報告したとおり、既に和解が済んでいる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

報告事項（３）平成２７年度習志野高等学校の入試状況について （学校教育課）

小熊学校教育部副参事

平成２７年度の習志野高等学校入学者選抜試験は、前期選抜が平成２７年２月１２日及び１３日の２日間、後期選抜が３月２日に実施された。習志野高校は市立高校ながら、他の県立高校と同様の学区制を取っており、第２学区に所属し、普通科においては、第２学区にある６市及びその隣接する学区の１５市町から受験できるようになっている。なお、商業科においては、千葉県全県が学区である。

選抜方法について、前期選抜では、習志野高等学校が期待する生徒像を提示し、学力検査、面接及び自己表現で選抜しており、受験生の特性を重視した選抜となっている。後期選抜については、学力検査及び面接で選抜している。

本年度の千葉県全県規模での志願者の傾向については、全日制では、志願者、合格者ともに若干の減少傾向にあり、習志野高等学校においても、普通科では昨年度と比べ、約２０名減少となった。また、平成２６年３月３１日をもって習志野高等学校定時制の課程は閉課程となったが、全ての公立高等学校の定時制の募集定員が１，３８０名に対し、入学許可候補者は７７２名であり、前年と比べ１４２名減となっており、習志野高等学校の閉課程の影響は小さかったと考えられる。

次に市立高等学校全日制普通科の志願状況について、近隣の市立高等学校においては、全体的には志願倍率が上がり、１倍を切る学校も見られた。そのような中では、習志野高等学校は一定の志願者を集めることができたと言える。

なお、合格者が定員の３２０名に対して３２１名と１名多いのは、習志野高等学校の内規により、普通科で最大５名、商業科で最大２名まで定員を上回り入学候補者としてできるとされており、最大限までの入学を認めたものである。

市内生合格の割合について、前後期を合計して、普通科では、本年度は２０．３％と、前年より３．８％下がった、と概要を説明

原田委員長

市内の生徒の割合が小さいと思うが、原因は把握しているか、と質問

小熊学校教育部副参事

明確な原因は分析できていないが、志願状況が多様化していること、市立高等学校全体の志願者数が減少していること等が考えられる。様々な要因があると思うが、習志野高等学校の魅力をもっと上げていく努力をしていくことが必要だと考えており、このことについて、更に分析していきたいと考えている、と回答

原田委員長

市内の生徒の割合について言及されるかもしれないので、しっかりと原因を把握しておいてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

報告事項（4）大久保東小学校・向山小学校への自閉症・情緒障害通級指導教室の開設について (指導課)

小宮指導課長

平成27年度より、大久保東小学校及び向山小学校に、自閉症・情緒障害通級指導教室の開設することが決まったので、報告するものである。

通級指導は、学校教育法施行規則第140条に基づき、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他の障害として肢体不自由、病弱の児童に対して、障害に応じた特別の指導を行う必要がある児童を教育する場合に、特別の教育課程として行われるものである。通常のクラスから離れて、授業時間の一部に、同じ学校または別の学校の特別支援学級、専用の通級指導教室又は、特別支援学校に通って指導を受けることを通級と称しており、そこで特別な指導を受けるものである。概ね週1時間から週8時間まで指導を受けることができる。

その中で、本市では、特にニーズの多い、情緒障害児童が指導を受ける場合は、校内児童のみに固定されている実花小学校の情緒障がい特別支援学級と、LD/ADHDの児童に限定されている大久保東小学校LD/ADHD等通級指導教室の2校を除くと、全市的に通級可能であるのは、袖ヶ浦東小学校と、東習志野小学校の情緒障がい特別支援学級の2か所に設置されているというのが現状であった。

この2校は、仮に今までどおりであるとした場合、発達障がいの児童の受け入れ児童数が27年度には袖ヶ浦東小学校では97名、東習志野小学校では84名となり、教室等の受け入れ体制上、大変に厳しい人数となる。また、この2校に、市内からとは言え、遠方から通っている児童も多く、通学の負担を軽減する必要がある。

そこで、本市の情緒障がい児童をそれぞれの地域で指導できる環境を整えていくために、開設が必要な地域であり、かつ、比較的容易に通級教室の開設が可能な学校として、大久保東小学校及び向山小学校に「自閉症・情緒障がい通級指導教室」を開設し、2校に集中している児童の入級先を4校へと拡げていくこととした。

この2校の開設により、大久保東小学校には、東習志野小学校より異動する児童と新1年生を加えて32名、向山小学校には、袖ヶ浦東小学校より異動する児童と新1年生を加えて31名が通級することとなっている。県からの加配教員もそれぞれ2名が配置される。従って、袖ヶ浦東小学校の発達障がいの受け入れ児童数は97名から66名に、東習志野

小学校の発達障がいを受け入れ児童数は84名から39名に減少することになる。

なお、2月下旬から3月上旬にかけて、会場を変えて合計4回、保護者への説明会を開催し、今回の開設についてご理解をいただいている。

今後の見通しとしては、特にニーズの多い「情緒障害通級指導教室」を各中学校区に一つ開設していけるよう、市内の地域別の発達障がいの児童数、各学校の余裕教室の状況を見て、開設の年次計画を早急に立てていきたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

大変喜ばしい報告であり、通級指導教室が増えるのはありがたいが、まだ足りないと思う。少なくとも各中学校区に1つあるのが望ましいと思う。通級指導教室の開設の手続きについて、どのような条件があるのか。併せて、その条件を整えるにあたり、教育委員会が協力できることはあるか。また、通級指導教室が増設され、特別支援教育が充実するということに加え、普通教室で活動している、情緒障がいやLD/ADHDを抱えている子どもたちが、その教室で落ち着いて学習するために支援員が必要だと思うが、その配置状況や学校からの不足感や要望等を把握しているかと質問

小宮指導課長

まず、開設の条件については、厳密に決まっているわけではない。加配教員がつかないのが一番の問題であるので、市の状況を県に報告はしている。次に支援員の配置について、学校ごとに1人ずつ支援員を配置している。その他に肢体不自由の児童等に、周囲及び児童本人の安全を確保するために、個人配置の支援員をつけている。加えて、必要に応じて、学級配置の支援員もつけている。支援員の配置についての要望は学校から年間を通して多数上がってくるが、市で雇用する支援員にも限界があるので、なかなか厳しい状況であるが、今後も教育委員会で検討していく、と回答

小熊学校教育部副参事

本市の特別支援教育の計画に沿って進めている。加えて、5年後や10年後等を含めた、各地区の特別な支援を必要とする児童・生徒の数の把握や、免許を保持している指導者の確保の問題等もある。免許を保持している指導者の確保については、教育委員会で努力していかなければならない問題であり、県に要望しているところである。加えて、教育環境整備など様々な課題が山積している、と回答

小野寺教育総務課長

教室整備に係る予算について、平成26年度当初予算に計上することはしていなかったが、財政課と協議し、大久保東小学校と向山小学校の整備費について確保した。また、支援員については、習志野市では他市に先駆けて個人配置、学級配置及び学校配置をしてきたが、近隣市でも習志野市同様に不足している状況であるから、教員の加配についてもしっかりと県に要望していく必要があると考えている、と回答

貞廣委員

引き続き、各方面より特別支援教育の充実を進めていただき、各中学校区に1つとなるように進めてほしい。併せて、情緒障がいやLD/ADHDを抱えている子どもたちの中には、家庭の問題やメンタルの問題を抱える子どもたちも少なからずいるという話を聞いて

ている。学習支援員のみならず、スクールソーシャルワーカーを全学校には難しくても拠点校に配置することや、その他の学校にも健やかな学びを保障するための人的配置等を検討してほしい。また、支援員の個人配置によって、クラス全体の落ち着いた学習環境が整い、健やかな学びが保障されるのであり、支援員の個人配置は個人のメリットではなく、全体のメリットを最大化するためのものであるということも市民に説明してほしい、と要望

梓澤委員

新たに2校で通級指導教室が開設されるのは良いことだと思うが、もっと必要だと思う。特別な支援を要する児童に対して、きめ細やかな指導をお願いしたい。そのためには、指導にあたる教員の資質等が重要になると思うが、新たに開設される通級指導教室に配置される教員の経験年数等を伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

両校少なくとも1人ずつは特別支援教育の経験者を配置している。特別支援教育の免許保持者や経験者がとても少ないため、今回新たに開設される2校に限らず、通級指導教室に配置する教員の全てを免許保持者にすることは難しい。少なくとも1人は免許保持者または経験者を配置し、管理職がサポートをし、中心になって運営しながら軌道に乗せていきたい、と回答

梓澤委員

ぜひ専門の先生を配置できるよう進めてほしい、と要望

貞廣委員

特別支援教育の免許保持者は本当に少なく、学生には特別支援の免許を取得するよう指導している。特別支援学級や通級指導教室に限らず、普通学級の中にも特別な支援を必要とする児童は含まれている。免許取得のハードルは高いので、特別な支援を要する児童生徒への対応についての研修の実施等も検討してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（4）は了承された。

報告事項（5）平成26年度習志野市学力調査結果に基づく授業改善について （総合教育センター）

山下総合教育センター所長

習志野市学力調査結果に基づく授業改善は、学習指導改善委員会を設置して取り組んでいる。これは、児童・生徒の学力向上を目指したものであり、習志野市全体の子どもの課題を明確にし、その課題を改善するために、授業に落とし込んで検証していき、指導方法の工夫と改善内容を市内全小中学校へ提言するものである。

平成26年2月に市内全小学校4年生に対して国語及び算数を、市内全中学校2年生に対して国語、数学及び英語の学力調査を実施したものである。その後、4月に国語、算数・数学、英語の各領域部会7名ずつの学習指導改善委員会を組織し、部会ごとに分かれて授

業改善を進めてきた。5月、7月には市全体の学力調査結果の分析をして課題を明確にした。8月、9月には提案授業で取り組む各教科の課題と狙いを決め、授業に落とし込むための意見交換や提案授業の指導案検討を行った。10月、11月には、学習指導改善委員会の1人が各々の教科で提案授業を実施し、12月には、提案授業結果をさらに考察し、提言としてまとめた。提案授業当日は、学習指導改善委員会委員の他に、市内全小中学校から各教科の中心となる教員1名と、指導課及び総合教育センターの指導主事が参加した。授業後、市全体の結果の傾向や提案内容に対する質疑応答等をした。各学校から参加した教員は、それぞれの学校に戻り、その提案授業の内容を伝えるようにするとともに、実際の授業の様子とポイントについての解説を入れたDVDを各学校へ配付し、その活用を図っている。提言の内容は、今後、校長会議や教頭研修会等において周知し、各学校においては、職員会議や学年回答で継続的に周知、活用、改善を図っていくよう指導していく、と概要を説明

古本委員

学力調査の結果として全国比の結果が資料に記載されているが、近隣市または千葉県平均との比較はしていないのか、と質問

山下総合教育センター所長

一部の自治体でのみ実施している学力調査であり、近隣市では同じ学力調査を実施していない市もあるので比較が難しい、と回答

古本委員

習志野市の平均が全国の平均を上回っていても、近隣市と比較すると劣っている場合には、改善の必要があると思う。地域による差もあると思うので、近隣または千葉県内で1つでもこの学力調査を実施している市があるならば、そことの比較をしてほしい、と要望

山下総合教育センター所長

学力調査の主催者側から全国平均は教えていただけるが、他市の結果については教えていただけない、と回答

古本委員

可能な限り、近隣市との比較についても検討していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（5）は了承された。

報告事項（6）秋津サッカー場へのネーミングライツ導入について

（生涯スポーツ課）

片岡生涯スポーツ課長

既に習志野広報やマスコミ報道でも周知しているが、秋津サッカー場へのネーミングライツを平成27年4月1日より導入することとなった。愛称はフロンティアサッカーフィールドであり、契約金額は年額150万円である。契約期間は平成27年4月1日から平

成30年3月31日までの3年間である。

ネーミングライツの導入については、資源の活用や財源確保策として企画政策課が中心となり、広告掲出事業とともに取り組んできたものである。過去にも数回ネーミングライツの募集を行ったが、今回初めてパートナーを得ることができた。ネーミングライツパートナーには、本社を船橋市に持つ、株式会社フロンティアに決まった。この会社は、建物の調査、診断及び大規模な工事、また戸建て改善工事を主にした事業者であり、スポーツ事業にも関心が高く、プロサッカーチームである、ジェフユナイテッド市原・千葉のアシスタントスポンサーも行っている。今後、3月31日に施設への看板設置を行うとともに、この愛称を市民に覚えていただけるよう、周知活動に努めていく、と概要を説明

梓澤委員

埋もれていた財源を見つけられたことは、有意義であると思う。同様に文化ホールにもネーミングライツを導入してはいかがかと思うが、取り入れる考えはあるか、と質問

上野社会教育課長

習志野文化ホールも資産としての利用価値の高い施設であると認識している。これについては、市議会の中でも質問を受けていることから、喫緊の課題と捉え、前向きに検討しているところである、と回答

梓澤委員

財源確保のために、ぜひ文化ホールにも導入するという方向で努力していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（6）は了承された。

<報告事項（7）は非公開>

報告事項（7）秋津小学校学校運営協議会委員の解任について

（指導課）

小宮指導課長

秋津小学校学校運営協議会委員の解任について、概要を説明

報告事項（7）は了承された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言